

2020年11月10日

～毎月10日は人権を考える日～

かかわらなければ路傍の人

ハンセン病家族訴訟の判決を受けて、「家族補償法」と「改正ハンセン病問題基本法」が成立してから1年が過ぎました。その後、私たちの社会は、どのように変わったのでしょうか。

〈ハンセン病家族訴訟〉 国の誤った隔離政策により、患者と同様に差別や偏見による被害を受けたとして、元患者の家族が国に一人当たり、550万円の損害賠償と謝罪を求めた集団訴訟。ほとんどの原告が、今も社会に根強く残る差別を恐れ、匿名で参加した。2019年6月28日、熊本地裁は、原告の訴えを認め、個人の尊厳にかかわる「人生被害」と認定し、国に賠償を命じた。国は控訴せず、判決が確定した。

同年11月15日、訴訟に参加しなかった家族も含め最大180万円を支給する「補償法」と、名誉回復を図る「改正基本法」が成立した。

2020年6月現在、新法に基づく補償金の支給が決まった家族は、わずか2587人です。政府によると、支給対象者は、約2万4000人と推計されています。支給数が少ない背景には、制度の周知不足だけでなく、社会の偏見・差別を恐れ、家族であることを周囲に明かせない事情があることも指摘されています。

改正基本法は、国が正しい知識を普及・啓発し、家族の名誉回復を図ることを目的としています。厚生労働省・文部科学省・法務省は、原告弁護団と協議を始めましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、中断したままです。

裁判の原告団長だった林力さんは、新型コロナウイルスの感染者やその家族に対する偏見・差別に心を痛め、「私たちがされたことと同じだ。ハンセン病問題への取組を反省し、克服できなければ、同じ過ちがまた繰り返される」と、訴えています。

家族について、国の責任が認められたことは大きな一歩です。しかし、元患者や家族を排除してきたのは、地域社会で暮らす私たちであったことも忘れてはなりません。

誤った知識や思い込みで差別を生み出していないか、自ら顧みて行動することを、今、私たち一人一人が突きつけられています。

「ああ/ 何億の人がいようとも/ かかわらなければ路傍の人」

塔 和子 「胸の泉に」より

西条市人権教育協議会

西条市人権擁護課